ニホンザル管理計画の実施状況について

1. 令和3年度市町村管理事業実施計画と有害捕獲実施計画について

【市町村管理事業実施計画】

鳥獣保護管理法第7条の二第1項に規定された第二種特定鳥獣管理計画に基づき市町村が作成する年度計画。実施計画に基づく捕獲の場合、捕獲期間は1年間以内とすることができる。

【有害捕獲実施計画】

第 12 次鳥獣保護管理事業計画の第四 5 (1) の規定により、「市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画」に準拠した計画を定め、捕獲を実施する場合は、有害鳥獣捕獲期間を 1 年以内とすることができる。

(1)14市町村が、ニホンザル有害捕獲実施計画を策定している。

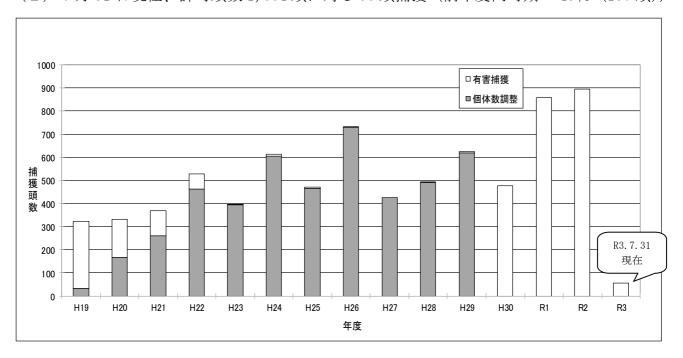
【村山地方(6市)】 山形市、上山市、天童市、村山市、東根市、尾花沢市

【最上地方(1村)】 戸沢村

【置賜地方(2市4町)】米沢市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、飯豊町

【庄内地方(1市)】 鶴岡市

(2) 7月31日現在、許可頭数1,664頭に対し56頭捕獲(前年度同時期の43%(130頭))



2. 市町村鳥獣被害防止計画について

【鳥獣被害防止計画】

鳥獣被害防止特措法第4条第1項に規定に基づき、市町村が策定する計画。

鳥獣被害防止計画を策定すると、鳥獣の捕獲許可権限の委譲、地方交付税の拡充、補助事業による支援などが受けられる。計画期間は3年。

(1) 市町村鳥獣被害防止計画(ニホンザル対象)は、24 市町村が策定済み。(R3.4.1 現在)